

○長崎県市町村職員共済組合貯金規程細則

〔昭和58年8月9日〕
細則第15号

改正

昭和63年 2月29日 平成 2年 7月27日細則第 20号
平成14年 2月26日細則第 43号 平成16年 9月 1日細則第 48号
平成29年 2月20日細則第 72号 令和 3年11月29日細則第 82号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県市町村職員共済組合貯金規程（昭和58年規程第98号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貯金の申込み)

第2条 組合員が貯金の申込みをするときは、積立を開始しようとする月の前月の1日から末日までに積立貯金加入申込書を所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

(貯金の払込み)

第3条 所属所長は、規程第8条第1号の規定により貯金の払込みをするときは、理事長が送付する徴収額明細表に基づき、貯金者のその月の貯金額に相当する金額をとりまとめて行わなければならない。

2 貯金者は、規程第8条第2号の規定により貯金の払込みをするときは、当月25日までに臨時積立振込報告書を所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

(貯金額の変更等)

第4条 規程第10条の規程により貯金者が貯金額を変更するときは、積立貯金変更依頼書を所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。この場合において当該依頼書は、6月変更に係るものについては4月1日から4月30日までに、12月変更に係るものについては10月1日から10月31日までに理事長に提出するものとする。

2 前項前段の規定は、規程第14条第1項の規程により貯金者が貯金を一時中断又は復活する場合について準用する。この場合において当該依頼書は、一時中断又は復活しようとする月の前月の1日から末日までに理事長に提出しなければならない。

(貯金の解約)

第5条 貯金者が死亡したことにより、その遺族等が貯金を解約しようとするときは、積立貯金解約請求書に貯金者との関係を明確にする書類を添付しなければならない。ただし、貯金者に貯金残高が無い場合は、この限りではない。

(送金通知)

第6条 理事長は、規程第12条及び第13条の規定による払戻し及び解約に係る送金を行うときは、貯金送金通知書を所属所長を経由して払戻し又は解約した者に送付するものとする。

(貯金台帳の整備)

第7条 理事長は第2条及び第4条の事由に基づいて貯金者毎に貯金台帳を作成し、整備

しなければならない。

(非課税貯蓄申告書等)

第8条 新たに所得税法第10条第1項の規定による非課税制度（以下「非課税制度」という。）の適用を受けようとする者は、非課税貯蓄申告書に非課税制度の対象者であることを証する書類（以下「確認書類」という。）を添え、所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

2 前項の非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した最高限度額を変更しようとするときは、非課税貯蓄限度額変更申告書に確認書類を添え、所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出された当該申告書に記載した住所又は氏名に変更があったときは、非課税貯蓄に関する異動申告書を所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

4 非課税制度の適用を受けていた者が、その適用を受けられなくなったとき又はその適用を全くとりやめるときは、非課税貯蓄廃止申告書を所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

附 則

この細則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月29日）

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年7月27日細則第20号）

この細則は、平成2年7月27日から施行する。

附 則（平成14年2月26日細則第43号）

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月1日細則第48号）

1 この細則は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第6条の規定は、平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成29年2月20日）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日）

この細則は、令和3年12月1日から施行する。